



きずな

号外

No. 3

発行：田上町役場 企画商工課
(自立したまちづくり推進室)

TEL 5 7 - 6 2 2 1

2005. 1

財政健全化策が決定しました。

昨年11月に町内15会場において、財政再建のための住民説明会を行いました。ご説明した財政健全化策が決定しましたので、お知らせいたします。

今回決定したものは、全ての項目について**今年4月1日**から改定するものであります。

① 田上町使用料条例の一部改定について

施設名		改正	現行制度
老人憩いの家 老人福祉センター	町内在住60歳以上の者	年間1,000円又は 1回 100円	年間300円
YOU遊ランド 管理棟	和室 宿泊1人1泊	大人	2,000円
		中学生以下	1,000円
	厨房のみ	1人当り100円	1回当り500円

施設名	改正	現行制度
町民体育館 ギャラリー	9:00~13:00	200円
	13:00~17:00	200円
	17:00~22:00	400円
町営羽生田野球場 (30分につき)	昼	350円
	ナイター	1,600円
	(スコアボード・放送設備一式を含む)	
テニスコート (1面1時間当り)	町民	無料
	スポーツ少年団 体育協会加盟団体 上記以外 町外者	125円 250円 500円
コミュニティセンター	調理実習室については、減免 規定の適用除外	
	半日(昼)	500円
	(夜)	1,000円
		サークル活動、地区活動については減免

※ なお、町民体育館・羽生田野球場の使用料については、従来どおりスポーツ少年団は免除、体育協会加盟団体(体育館) 1/2減免、野球連盟主催での利用(野球場 ナイターのみ) 2/3減免、他市町村小中スポーツ団体の利用については、従来の1/2減免から1/4減免となります。

② 下水道・農業集落排水使用料の改定について

改 正		現 行 制 度	
基本料金 10m ³ まで	1,500円	基本料金 10m ³ まで	1,300円
超過料金 (1 m ³ 当り)		超過料金 (1 m ³ 当り)	
11～ 40m ³	180円	11～ 20m ³	140円
41～100m ³	200円	21～ 30m ³	150円
101～500m ³	220円	31～ 50m ³	160円
501m ³ 以上	240円	51～100m ³	170円
		101～500m ³	180円
		501m ³ 以上	190円

※ 経過措置として4月1日以前から継続して下水道・集落排水を使用されている方は、5月分の使用料から適用となります。

下水道・農業集落排水使用料の値上げ 比較表

(消費税込)

排除汚水量	現行料金	改定料金	排除汚水量	現行料金	改定料金
10m ³	1,365円	1,575円	70m ³	11,340円	13,545円
15m ³	2,100円	2,520円	75m ³	12,232円	14,595円
20m ³	2,835円	3,465円	80m ³	13,125円	15,645円
25m ³	3,622円	4,410円	85m ³	14,017円	16,695円
30m ³	4,410円	5,355円	90m ³	14,910円	17,745円
35m ³	5,250円	6,300円	95m ³	15,802円	18,795円
40m ³	6,090円	7,245円	100m ³	16,695円	19,845円
45m ³	6,930円	8,295円	200m ³	35,595円	42,945円
50m ³	7,770円	9,345円	300m ³	54,495円	66,045円
55m ³	8,662円	10,395円	500m ³	92,295円	112,245円
60m ³	9,555円	11,445円	600m ³	112,245円	137,445円
65m ³	10,447円	12,495円			

③ 各種検診負担金の改定

基本健診	1,200円 → 1,300円	子宮がん検診 (集団) (施設)	600円 → 700円
C型肝炎	700円 → 800円		1,700円 → 1,800円
胃がん検診	900円 → 1,000円	乳がん検診 (集団) (マンモ併用) (施設)	300円 → 400円
肺がん検診	700円 → 800円		1,000円 → 1,100円
骨粗しょう症検診	500円 → 800円		700円 → 800円
腹部エコー検診	500円 → 800円		

④ **生きがい活動支援通所事業利用料**

施設利用料として、1回100円を新たに徴収します。

⑤ **いき生き対策（養育扶助、入学祝金）**

養育扶助（月額5,000円）については、17年度で廃止します。（対象者がいなくなります。）

入学祝金については、今年度限りで廃止します。

⑥ **児童クラブ利用料**

区 分	利 用 時 間	利 用 料
平 日（月曜～金曜日）	放 課 後～午後6時まで	250円／日
長期休暇（夏・冬・春休み）	午前8時～午後6時まで	500円／日

⑦ **学校健康会保護者負担金**

区 分	改 正	現 行 制 度
保 育 所	1 / 2 個人負担	385円／人 全額町負担
幼 稚 園		295円／人 全額町負担
小・中学校		875円／人 全額町負担

⑧ **幼稚園授業料** 月額13,000円 → 月額15,000円

⑨ **幼稚園・保育所 延長保育利用料**

1時間未満	1,000円／月
1時間以上2時間未満	2,000円／月
2時間以上	2,500円／月

⑩ **保育料** 別紙のとおり

⑪ **町補助金**

基本的には、15年度補助額に対して、16年度は**10%**、17年度は**30%**、18年度は**50%**の削減をします。

⑫ **地方バス路線対策補助**

加茂・新津線のバス路線については、廃止となります。

なお、町民運動会については、きずな1月号でお知らせのとおり当面休止することを決定いたしました。

多くの会場でご意見を頂きました、議会議員の定数について、12月3日付けで議会議長宛に検討頂くよう申入れをいたしました。

別紙 保育料 階層区分及び料金改定

(単位：円)

旧区分	新区分		16年度		17年度		18年度		19年度	
			3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上
A	A	生活保護による被保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
B	B	市町村民税非課税世帯	1,900	1,300	2,200	1,600	2,400	1,700	2,600	1,800
C 1	C 1	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	7,800	5,300	8,800	6,100	9,800	6,700	10,800	7,300
C 2	C 2	所得割の額が5,000円未満	9,000	6,400	10,200	7,200	11,300	8,000	12,400	8,800
C 3	C 3	所得割の額が5,000円以上	9,600	7,000	11,600	8,600	12,700	9,400	13,800	10,200
C 4	C 3		10,300	7,700						
D 1	D 1	3,000円未満 (前年度の所得税額)	11,200	8,600	12,700	9,700	14,100	10,800	15,500	11,900
D 2	D 2	3,000円以上 15,000円未満	13,200	10,600	15,000	12,000	16,600	13,300	18,200	14,600
D 3	D 3	15,000円 “ 30,000円 “	14,900	12,500	16,800	14,100	18,700	15,700	20,600	17,300
D 4	D 4	30,000円 “ 60,000円 “	16,000	13,600	18,300	15,600	20,600	17,600	22,900	19,600
D 5			17,100	14,800						
D 6	D 5	60,000円 “ 90,000円 “	18,200	16,000	20,800	18,300	23,400	20,600	26,000	22,900
D 7			19,300	17,200						
D 8	D 6	90,000円 “ 120,000円 “	20,400	18,400	23,400	21,100	26,200	23,700	29,000	26,300
D 9			21,500	19,500						
D 10	D 7	120,000円 “ 150,000円 “	22,600	20,600	25,700	23,500	28,800	26,400	31,900	29,300
D 11			23,500	21,700						
D 12	D 8	150,000円 “ 180,000円 “	24,600	22,700	28,100	26,000	31,400	29,100	34,700	32,200
D 13			25,500	23,800						
D 14	D 9	180,000円 “ 210,000円 “	26,500	24,900	30,300	28,500	33,900	31,900	37,500	35,300
D 15			27,600	26,000						
D 16	D 10	210,000円 “ 240,000円 “	28,500	27,000	32,500	30,800	36,400	34,400	40,300	38,000
D 17			29,600	27,900						
D 18	D 11	240,000円 “ 430,000円 “	30,700	28,800	35,000	32,700	39,200	36,600	43,400	40,500
D 19			32,000	29,700						
D 20	D 12	430,000円以上	34,000	31,000	38,400	35,200	42,700	39,000	47,000	42,900

※C 1～D 1階層においては、固定資産税額による階層の認定があります。